

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

、平成 23 年 6 月 9 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 12 年 8 月、日銀ネットにおける当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化が実現されるに当たり、その円滑な移行の実現や、国債決済 RTGS 下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を取りまとめた「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を発表し、その後もフェイルチャージの導入等に伴い、同ガイドラインの改正を行ってきたところである。

本協会の「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」では、国債のアウトライト取引 T+2 の実現に向け、ポストトレード事務の効率化を図るため、約定照合事務の電子化やネットティング照合事務の標準化等の検討を行ってきた。今般、所要の整備を図るため、同ガイドライン「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」の一部を改正することとする。

なお、本協会の「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」において、平成 24 年 4 月 23 日約定分より、国債の売買（アウトライト）取引における決済日を約定日から起算して、現行の「4 営業日目（T+3）」から「3 営業日目（T+2）」に短縮することが決定された。

2. 改正の骨子

- (1) 「標準的なネットティング・スキーム」の対象となる取引について、受渡日前営業日の約定照合時限の目安までに約定照合が完了した取引を対象とする。

(IV. 1. (4))

- (2) 「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の対象に異額面の国債に係るネットティングを含めることとする。

(IV. 2. (1))

- (3) 「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の取扱いを規定する。

(IV. 2. (2))

- (4) 照合通知の送付方法について、当事者間の合意に基づく方法を選択できることとする。

る。

(IV. 3. (4))

- (5) その他、「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の対象を変更することに伴う所要の整備を図る。

3. 実施の時期

この改正は、平成 24 年 4 月 23 日から実施する。

以 上

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正について

平成23年6月9日
(下線部分変更)

新	旧
I. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「<u>債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ</u>」を設置し、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定	I. 総論 1. 目的 近年、金融取引に係る「決済リスク対策」の必要性が国際的な高まりを示すなか、わが国においては日本銀行が、平成13年1月4日に日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）における当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（Real Time Gross Settlement、以下「RTGS」という。）化を実施した。 国債決済のRTGS化に伴い、市場参加者においては、従来とは全く異なる決済処理手続きへの移行及び決済事務の増加等に適切に対応する必要があると考えられることから、本協会では、証券会社、銀行、信託銀行及び生命保険会社の各業態からのメンバーにより組成される「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を進め、国債のRTGSに関する市場慣行等について提言を取りまとめ、公表を行った。 さらに本協会では、上記の提言を踏まえ、市場参加者が日銀ネットにおけるRTGS関連の諸規程を前提として国債のRTGSへの円滑な移行を実現し、国債決済RTGS化後の決済環境下における決済リスクの軽減及び決済の円滑性の確保を図るために遵守すべき市場慣行等を「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」として取りまとめ、平成12年8月に公表したところである。また、本協会では、その後も適宜ガイドラインの改正を行っているところである。 平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機以降、市場参加者において債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見直す必要性が強く認識されたことを踏まえ、<u>フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る</u>

新	旧
着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年6月、本ガイドラインについて改正を行い、同年11月1日から実施した。 平成21年9月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成22年12月に中間報告書を公表した。平成23年3月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3からT+2に短縮することに伴う、相対ネットリング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットリングの取扱いを取りまとめた。これを踏まえ、平成23年6月、本ガイドラインの「IV. 二当事者間におけるネットリングに関するガイドライン」について改正を行い、平成24年4月23日から実施した。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない。	観点から、本協会公社債委員会の下部機関として、市場横断的なメンバーにより組成される「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループでは、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含め、<u>フェイル慣行の更なる定着に向けた見直しについて</u>検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表した。これを踏まえ、平成22年6月、本ガイドラインについて改正を行った。 本協会では、国債のRTGSに際して、多くの市場参加者が本ガイドラインを参考にされることによって国債取引が一層円滑に行われることを望むものである。 なお、本ガイドラインは、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではない
2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、平成24年4月23日とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン (現行どおり) III. フェイルに関するガイドライン (現行どおり) IV. 二当事者間におけるネットリングに関するガイドライン 1. 標準的なネットリング・スキーム 市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、	2. 実施時期 本ガイドラインの実施日は、平成22年11月1日とする。 II. 決済の円滑化に関するガイドライン (省 略) III. フェイルに関するガイドライン (省 略) IV. 二当事者間におけるネットリングに関するガイドライン 1. 標準的なネットリング・スキーム 市場参加者は、以下の取扱いを行うに当たり、

新	旧
書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注4)。 (1) } ・ } (現行どおり) (3) } (4) 対象となる取引の約定照合時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の<u>約定照合時限の目安(午後3時30分から午後3時45分)までに約定照合が完了した^(注5)取引</u>を対象とする。 <u>(注5) ㈱証券保管振替機構が提供する決済照合システムを使用した約定照合の場合、「約定照合が完了した」とは、同システムを通じて売買報告データが承認されたこと又は一致したことをいう。</u> (5) 対象となる取引種別 売買(条件付売買を含む。)取引同士及び現金担保付貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする^(注6)。 <u>(注6) 条件付売買取引はスタート取引及びエンド取引、現金担保付貸借取引は貸出及び返済を対象とする。</u> (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) ペア付けの方法 受渡金額をキーとして、受渡金額の<u>大きいもの</u>から順にペア付けを行う。 なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。 (9) (現行どおり) (10) (現行どおり) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (1) <u>市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、当事者間の合意がある場合には、上記1. に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」を前提としたうえで、上記1. の(2)及び(8)の項目を</u>	書面の有無は問われないものの、当事者間で事前に本取扱いを行う旨の合意が成立している必要があることに留意する^(注4)。 (1) } ・ } (省 略) (3) } (4) 対象となる取引の約定時限 受渡日を基準とし、受渡日前営業日の<u>正午までに約定した取引</u>を対象とする。 (新 設) (5) 対象となる取引種別 売買(<u>現先</u>売買を含む。)取引同士及び貸借取引同士、並びにこれらの取引相互間を対象とする。 (新 設) (6) (省 略) (7) (省 略) (8) ペア付けの方法 受渡金額をキーとして、受渡金額の<u>高いもの</u>から順にペア付けを行う。 なお、同一受渡金額の取引が存在する場合の取扱いは、取引当事者間で確認することで対応する。 (9) (省 略) (10) (省 略) 2. 標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング (新 設)

新	旧
<u>変更した、同一銘柄・異額面の国債に係る取引のネットティング（以下「異額面のペイメント・ネットティング」という。）を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として行うことができる。</u> <u>ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記１．の(3)～(7)、(9)及び(10)の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。</u> <u>(2) (1)に基づいて、異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、「１対１の異額面のペイメント・ネットティング」又は「集約方式の異額面のペイメント・ネットティング」のいずれの方法を選択するか当事者間で合意したうえで、上記１．の(8)の項目によらず、以下の取扱いを行う。</u> <u>① １対１の異額面のペイメント・ネットティング</u> <u>１対１の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合のペア付けは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、次の手順により行う。</u> <u>(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順にペア付けを行う。</u> <u>(ロ) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行う。</u> <u>(ハ) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順にペア付けを行う。</u> <u>(ニ) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することで対応する。</u> <u>② 集約方式の異額面のペイメント・ネットティング</u> <u>集約方式の異額面のペイメント・ネットティングとは、標準的なネットティング・スキームにおけるペアオフの対象とならなかった取引に関し、同一銘柄における決済総額を算出し、その</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
<u>差引額を決済する方式の異額面のペイメント・ネットティングをいう。</u> <u>集約方式の異額面のペイメント・ネットティングは、次の手順により行う。</u> <u>(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する(注7)。</u> <u>(ロ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。</u> <u>(a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。</u> <u>(b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。</u> <u>(c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。</u> <u>(d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することに対応する。</u> <u>(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。</u> <u>(ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットティングを行う。</u> <u>(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。</u> <u>(注7) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。</u> <u>(3) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットティング導入を一層容易にするため、上記1. に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」における「ペアオフ」を前提と</u>	<u>(1) 市場全体としての決済量圧縮の観点から、各市場参加者のネットティング導入を一層容易にするため、上記に示す「標準的なネットティング・スキーム」の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」における「ペアオフ」を前提とし</u>

新	旧
したうえで、上記 1. の (3) ～ (5) の項目を当事者間の合意によって変更したネットティングを「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」として行うことも可能とする^(注8)。 ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の (6) ～ (10) の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。 (注8) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。	たうえて、上記 1. の (3) ～ (6) の項目を当事者間の合意によって変更したネットティング（以下「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」という。）を行うことも可能とする^(注5)。 ただし、この場合においても、決済の円滑性確保等の観点から上記 1. の (7) ～ (10) の項目は、標準的なネットティング・スキームに基づいて行うこととする。 (注5) 例えば、FOP 決済のペアオフ、無担保の債券貸借取引同士のペアオフ等がある。
(4) (現行どおり)	(2) (省 略)
3. 事務手続き	3. 事務手続き
(1) ペア付け及び順位付けの指図 当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、<u>ペアオフや異額面のペイメント・ネットティングのペア付け及び順位付け</u>をすることとする。	(1) ペア付けの指図 当事者間の合意に基づき、その都度連絡は行わず、ペア付けすることとする。
(2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の<u>午後 4 時</u>までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知に記載し、相互に同通知を送付する。<u>照合通知については、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」で定める様式を利用するものとする。</u>	(2) ネットティングの照合通知 受渡日前営業日の<u>正午</u>までに両当事者で合意したネットティング対象取引を照合通知書（参考様式 1 参照）に記載し、相互に同通知書を送付する。
(3) ネットティングの照合時限 受渡日前営業日の午後 <u>5 時</u>までに照合を完了する。	(3) ネットティングの照合時限 受渡日前営業日の午後 <u>3 時</u>までに照合を完了する。
(4) 照合通知の送付方法 <u>当事者間の合意に基づく方法</u>を利用する^(注9)。 (注9) 具体的な送付方法の例については、「<u>相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針</u>」を参照。	(4) 照合通知の送付方法 <u>FAX 等</u>を利用する。 (新 設)
(5) (現行どおり)	(5) (省 略)
(6) 異議の通知 内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 <u>5 時</u>までに最終的に正しい照合通知を送付することにより、照合を完了させることとする。	(6) 異議の通知 内容に異議等がある場合は、受渡日前営業日の午後 <u>3 時</u>までに最終的に正しい照合通知書を送付することにより、照合を完了させることとする。
(7) (現行どおり)	(7) (省 略)

新	旧
4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知との関係 市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 1 参照）及び事前通知書（参考様式 2 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。 事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。 (1) (現行どおり) (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。 なお、照合通知を電子的に送付する場合には、「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」である旨を当該照合通知上に記載することが実務上困難であることも考えられるため、事前に事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより、照合通知の送付方法や同旨の確認を行うことが適当と考えられる。また、照合通知に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。 (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知の関係については、まず当事者間で直	4. 事前確認書及び事前通知書の参考様式並びに照合通知書との関係 市場参加者は、任意に事前確認書（参考様式 2 参照）及び事前通知書（参考様式 3 参照）を取り交わすこととするが、これらの書面を取り交わすことにより、容易に「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」を行う際の合意内容、資金決済口座及び担当者名等を確認できる。 事前に当事者間の合意により事前確認書及び事前通知書を取り交わす場合は、次の点に留意して対応する必要がある。 (1) (省 略) (2) 事前確認書及び事前通知書並びに照合通知書上に「日本証券業協会の『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』の『IV_ネットティングに関するガイドライン』に基づいたネットティング」と明記していることから、これらの書面のいずれを用いても「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」の合意を容易に確認することができる。 なお、照合通知書に押印することは実務上困難であり、記名押印によって合意形成の確認を望む市場参加者にとっては、事前確認書及び事前通知書により確認を行うことが適当と考えられる。 (3) 事前確認書及び事前通知書を取り交わした場合、同書で確認したネットティングの内容と照合通知書に記載される取引の内容に齟齬が生じることも想定される。その場合の事前確認書と照合通知書の関係については、まず当事者間

新	旧
前に確認した結果である照合通知の内容が優先するが、当事者間で照合通知に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングについて 市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」によるネットティング、及び「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティング^(注10)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。 (注10) 例えば、オブリゲーション・ネットティング(当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式)がある。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。	で直前に確認した結果である照合通知書の内容が優先するが、当事者間で照合通知書に記載された内容に合意できない場合は、事前確認書の内容にしたがって処理することとする。 5. 「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティングについて 市場参加者間において、「標準的なネットティング・スキーム」及び「標準的なネットティングに準じたネットティング」によらず、決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減が期待できる「バイラテラルのペイメント・ネットティングにおけるペアオフ」以外のネットティング^(注6)を行う旨を合意することも考えられるが、こうしたネットティングの取扱いを行うに当たっては、次の点に留意して対応する必要がある。 (注6) 例えば、集約方式(各当事者が同一銘柄における決済総額を算出し、その差引額を決済する方式)によるペイメント・ネットティング、同一銘柄で額面の異なる国債を差引額で決済する方式によるペイメント・ネットティング及びオブリゲーション・ネットティング(当事者間において履行期を同じくする複数の債権と債務が発生する場合に、新たな債権が発生する都度、履行期の到来を待つことなく債権と債務の差引きを行い、その履行期に履行すべき債権を一本化して決済する方式)がある。 (1) (省 略) (2) (省 略) (3) 「バイラテラルのペイメント・ネットティング」以外のネットティングを行うに当たっては、取り決めたネットティング・スキームの法的有効性を当事者間で正確に認識して行う必要がある。<u>なお、額面の異なる国債を差引額で決済する等の、同一銘柄におけるペアオフ以外の「バイラテラルのペイメント・ネットティング」に係る法的有効性については、「標準的なネットティング・スキーム」と同様である。</u>

新

(削 除)

(参考様式1)

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX 印
連絡先	XXXX

国債のネットティングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットティングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

1. ネットティングの概要

ネット ティ ング の 方 法	ガイドラインのIV. 1. で定める標準的なネットティング・スキーム及び事務手続きにより行うネットティング
	ガイドラインのIV. 2. (1) 及び (2) で定める標準的なネットティング・スキームに準じた異額面のペイメント・ネットティング
	1対1の異額面のペイメント・ネットティング
	集約方式の異額面のペイメント・ネットティング
	ガイドラインのIV. 2. (3) で定める標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング

2. ガイドラインのIV. 2. (3) で定めるネットティングにおける確認事項 (ガイドラインのIV. 2. (3) で定めるネットティングを行わない場合には記載不要)

(削除)	(削除)
対象となる決済方法	DVP 取引同士の決済のみ FOP 取引同士の決済のみ DVP 取引同士間、FOP 取引同士間及び DVP 取引、FOP 取引の相互間の決済
対象となる取引種別	売買 (含条件付売買) 取引同士、現金担保付貸借取引同士、及び売買 (含条件付売買現先) 取引・現金担保付貸借取引の相互間 売買 (含条件付売買) 取引同士間のみ 現金担保付貸借取引同士間のみ その他 (例. 無担保貸借取引同士間)
(削除)	(削除)
対象となる取引の約定照合時限	受渡日前営業日の約定照合時限の目安 (午後3時30分から午後3時45分) までに約定照合が完了した取引 受渡日〇〇〇 (〇時) までの約定照合完了分 ※当該約定照合時限の変更に伴い合意した時限を併記 ネットティングの通知・取消時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで ネットティングの照合時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで 異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで

3. 対象となる口座等

別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットティングする
以下にあげる口座等

4. 照合通知の送付方法

--

5. その他補足・追記事項 (ネットティング照合通知データに関する依頼事項等)

--

旧

(参考様式1)

(参考様式2)

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX 印
連絡先	XXXX

国債のネットティングに係る事前確認書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットティングについて、下記の事項を確認するために本確認書を御送付致します。

1. ネットティングの概要

ネット ティ ング の 方 法	ガイドラインにおける標準的なネットティング・スキーム及び事務手続きにより行うネットティング
	標準的なネットティング・スキームに準ずるネットティング

2. 標準的なネットティング・スキームに準ずるネットティングにおける確認事項

対象となる決済数量	標準的なネットティング・スキームに基づくペア・オフ ペア・オフ以外を含む (米詳細はその他補足・追記事項を参照)
対象となる決済方法	標準的なネットティング・スキームに基づく DVP 取引同士の決済のみ FOP 取引同士の決済のみ DVP、FOP 取引同士間及び DVP、FOP 取引の相互間の決済
対象となる取引種別	標準的なネットティング・スキームに基づく売買 (含現先) 取引同士、(現金担保付) 貸借取引同士、及び売買 (含現先) 取引・(現金担保付) 貸借取引の相互間 売買 (含現先) 取引同士間のみ (現金担保付) 貸借取引同士間のみ その他 (例. 無担保貸借取引同士間)
対象となる保有形態	標準的なネットティング・スキームに基づく振替国債同士間のみ 登録国債同士間のみ 振替国債、登録国債同士間および振替国債、登録国債の相互間
対象となる取引の約定時限	標準的なネットティング・スキームに基づく受渡日前営業日正午までの約定分 受渡日〇〇〇 (〇時) までの約定分 ※当該約定時限の変更に伴い合意した時限を併記 ネットティングの通知・解消時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで ネットティングの照合時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで 異議等の連絡時限 受渡日〇〇〇 (〇時) まで

3. 対象となる口座等

別途、当社から指定した場合を除き、当社口座のすべてを上記確認事項に基づきネットティングする
以下にあげる口座等

その他補足・追記事項

--

(新 設)

新

旧

(参考様式2)

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX 印
連絡先	XXXX

国債のネットティングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットティングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

1. 資金決済口座

日銀資金決済口座	
1	金融機関名（漢字）
2	口座名称
3	口座番号

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

2. 責任者・担当者および連絡先

1	担当部署名
2	責任者
3	担当者
4	TEL（1）
5	FAX（1）
6	TEL（2）
7	FAX（2）

3. 補足事項欄

適宜、利用

＜記入例＞日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。Web サービス利用等電子データ授受の時は必要事項等を補足事項欄に記載する。

(参考様式3)

YYYY年MM月DD日

XXXXXXXXXX 御中

会社名	XXXX
部署名	XXXX
責任者名	XXXX 印
連絡先	XXXX

国債のネットティングに係る事前通知書兼変更連絡書

日本証券業協会の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の「IV. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」に基づき、貴社と当社の間で行う国債決済のネットティングについて、下記の事項（新規・変更）を事前に御連絡致します。

（変更連絡書として使用する場合は、変更を行う項目の番号に○印を付ける。）

記

1. 資金決済口座

日銀資金決済口座	
1	金融機関名（漢字）
2	口座名称
3	口座番号

対象口座により決済口座が異なる場合には、対象となる口座を別途、補足事項欄に記載する。

2. 責任者・担当者および連絡先

1	担当部署名
2	責任者
3	担当者
4	TEL（1）
5	FAX（1）
6	TEL（2）
7	FAX（2）

3. 補足事項欄

適宜、利用

＜記入例＞日銀当座を原則とし、市中銀行口座は補足事項欄に表記する。

以 上

最近 1 年間の外務員等に関する処分等の状況について

(平成 22 年 7 月～平成 23 年 6 月 14 日)

平成 23 年 6 月 14 日

日本証券業協会

1. 外務員等

(単位：人)

	登録取消し 又は不都合行為者の取扱い			外務員職務停止処分 又は外務員資格停止処分		
		登録取消し (延べ人数)	不都合行為者 の取扱い (延べ人数)		外務員職務 停止処分 (延べ人数)	外務員資格 停止処分 (延べ人数)
会 員	15	12	14	58	54	56
金商法違反	0			56		
協会規則違反	0			2		
その他	15			0		
特別会員	3	3	2	15	15	15
金商法違反	0			15		
協会規則違反	0			0		
その他	3			0		
合 計	18	15	16	73	69	71

2. 営業責任者等

(単位：人)

	営業責任者		内部管理責任者	
	資格取消処分	資格停止処分	資格取消処分	資格停止処分
会 員	0	6	0	1
特別会員	0	2	0	0
合 計	0	8	0	1

平成 22 年度の事故確認委員会による調査確認申請の受理状況等について

平成 23 年 6 月 14 日
日本証券業協会

1. 調査確認申請等の受理状況

(1) 受理件数

(単位：件)

	平成 22 年度	平成 21 年度
受理件数	418	444
うち 調査確認申請	417	146 (注 1)
うち 事故確認申請	1 (注 2, 3)	298 (注 2, 3)

(注 1) 調査確認申請の受理は平成 21 年 12 月 1 日より開始しており、平成 21 年度の調査確認申請は、4 ヶ月間（平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月）の件数である。

(注 2) 平成 21 年 12 月 1 日以降、財務局長への事故確認申請は、申請金額が 1,000 万円超の事案のみが対象となる。

(注 3) 事故確認申請の受理件数には、取下げ事案（平成 22 年度：0 件、平成 21 年度：4 件）を含まない。

(注 4) 事故確認委員会における審議の結果、「確認」されなかった事案は、平成 22 年度は 13 件、平成 21 年度は 1 件であった。

(注 5) 調査確認申請における、本協会の受理日から事故確認委員会による確認までの平均期間（カレンダーベース）は、平成 22 年度は 11.5 日間、平成 21 年度は 10.2 日間であった。

(注 6) 平成 22 年度は 51 社、平成 21 年度は 50 社から受理した。

(2) 行為別受理件数等（調査確認申請と事故確認申請との合計）

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	94 (94)	255 (305)	22 (27)	0 (0)	47 (18)	418 (444)
申請金額の 中央値	213,466 (218,387)	211,231 (254,260)	190,334 (172,811)	0 (0)	271,057 (410,303)	218,753 (246,872)

(注) カッコ内は平成 21 年度の実績値である。

2. 事故報告書の受理状況（行為別受理件数等）

(単位：件、円)

	未確認 売買	誤認 勧誘	事務処理 ミス	システム 障害	法令 違反	合計
受理件数	666 (725)	1,676 (1,525)	2,490 (2,486)	594 (927)	75 (55)	5,501 (5,718)
報告金額の 中央値	7,000 (7,000)	6,112 (5,400)	188 (341)	2,000 (3)	10,579 (22,609)	2,000 (1,137)

(注 1) 本表は、金商業等府令第 119 条第 1 項第 10 号及び第 11 号に該当するものを集計したものであり、同項第 9 号（事故確認委員会による確認）の適用を受けたことによる事故報告書を含まない。

(注 2) カッコ内は平成 21 年度の実績値である。

(注 3) 平成 22 年度は 180 社、平成 21 年度は 202 社から受理した。

以 上

第24回国際証券業協会会議（ICSA）^(注) 年次総会の模様について

平成23年6月14日

日本証券業協会

1. 開催期間 平成23年5月23日（月）～24日（火）
2. 開催場所 英国 ロンドン メイフェア・ホテル
3. 参加者 別添1の参加団体より48名のほか、ゲストスピーカー14名が参加
4. 会議の概要

今回の総会における最大の関心は、策定から実施段階に移行しつつある金融危機後の証券市場規制の動向であった。特に、システミック・リスク防止を念頭に置いた OTC デリバティブ取引の透明性向上・CCP(中央清算機関)の整備、シャドー・バンキングへの監視強化などが主なトピックとなった。さらに、昨年5月6日のフラッシュ・クラッシュを踏まえ、HFT（高頻度取引）やダークプールの問題、投資家の証券市場・業界への信頼回復のための方策なども議論された。一方、米国と欧州における規制改革の内容、実施のタイミングに相違が生じていること、市場参加者とのコンサルテーションや国際的な調整が不十分なまま新たな規制が導入される惧れがあることに懸念が表明された。また、新興市場の成長や金融危機後の新たな市場環境を踏まえ、将来の金融市場、商品、市場プレーヤーのあり方についても議論が行われた。総会における議論のポイントは以下のとおり。

1) 金融危機後の規制の見直し

金融危機の反省を踏まえ、金融市場の安定維持のためのプルデンシャル規制にはバーゼル銀行監督委員会や銀行監督当局のみならず証券規制機関も参画する必要があること、システミック・リスク防止のため取引を極力標準化し OTC から CCP（中央清算機関）経由の形態に移行させ、適切な取引報告により当局が常に市場の状況を把握すべきこと、銀行以外の事業体が各種のファンドを通じて実質的に銀行と同様の与信・投資を行うシャドー・バンキングへの監視強化が必要であることが指摘された。一方、(G-) SIFIs ((グローバルに) システム上重要な金融機関) の指定は金融機関の活動を阻害し、

^(注) 国際証券業協会会議（ICSA : International Council of Securities Associations）

・国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988年、本協会の提唱により設立された。以降、年次総会は、メンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは15ヶ国（地域）17団体である。

一方でモラルハザードを招く恐れがあること、自己資本や流動性に関する規制が同時に導入され過剰規制となるリスクがあること、金融業界性悪説にもとづく感情的な議論に主導され、米国のドッド・フランク法や欧州の MiFID II において、十分なコンサルテーションや国際的な調整を行わないまま新たな規制を性急に導入しようとしていることなどに懸念が表明された。

2) 投資家の信頼の回復

昨年5月のフラッシュ・クラッシュの要因となったとされる HFT やダイレクト・マーケット・アクセス、ダークプールなどプロの投資家のみが利用できる新たな取引手法が市場の透明性を低下させ、株式市場への一般投資家の信頼を損なうリスクが議論された。その中で、最近急速に拡大している HFT は、企業の成長に投資する株式投資本来のあり方から逸脱し単なる「金儲けゲーム」となっており、それを利用できない一般投資家を株式市場から遠ざけてしまうリスクが指摘された。一方、HFT 自体は投資家の市場への信頼に重大な影響は及ぼさないとする見解も表明された。

3) 今後の金融市場、商品、市場プレーヤー

Mark Hoban 英国財務省 金融担当副大臣らが英国における取組みとして、流動性のある効率的な市場を損なわない形で必要な規制を整備し、英国の金融セクターの競争力を維持し、ロンドンの国際金融センターとしての地位の維持・向上を図っていく方針を説明した。また、会合では今後有望な市場、商品、プレーヤーについて議論が行われた。有望な市場の条件として、公正な法制度、規制の透明性、市場の開放性、自由な資本移動が可能なこと、人材の豊富さなどが指摘され、経済の急成長を背景に当面アジアの市場がプレゼンスを高める一方、ニューヨークやロンドンも新興市場との連携を通じ引き続き重要な地位を維持するとの予測が示された。市場参加者としては、バーゼルⅢ規制の影響で銀行（特に欧州の銀行）の競争力が低下し、ノンバンクが伸びるとの見通しが示された。また、商品の将来性は、今後の規制の内容によって大きく影響を受けることが指摘された。

5. 議長交代

2009 年より議長を務めていた国際資本市場協会（ICMA）代表理事ルネ・カーセンティ氏が議長を退任し、新たに韓国金融投資協会（KOFIA）会長ホァン・クン・ホー氏が新議長に選出された。

6. 次回総会

次回年次総会は、デンマーク証券業協会（DSDA）が主催し、コペンハーゲンで開催する予定であることがアナウンスされた。

以 上

(別添 1)

国際証券業協会会議 (I C S A) の参加団体

	機関名	概 要
日本	日本証券業協会(JSDA)	自主規制機関+業界団体
韓国	韓国金融投資協会(KOFIA)	自主規制機関+業界団体
台湾	台湾証券商業同業公会(CTSA)	自主規制機関+業界団体
豪州	豪州金融市場協会(AFMA)	業界団体
米国	証券業金融市場協会 (SIFMA)	業界団体。米国証券業者協会(SIA)と債券市場協会(TBMA)が合併して 2006 年 11 月に発足。
カナダ	カナダ投資業規制機構(IIROC)	自主規制機関。2008 年 6 月、ICSA メンバーであった IDA の自主規制部門と合併。
	カナダ投資業協会 (IIAC)	業界団体。2007 年加入。
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会 (AMBIMA)	自主規制機関+業界団体。2011 年加入。
欧州	国際資本市場協会(ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関+業界団体。発足
	欧州金融市場協会(AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009 年に ICSA メンバーであったロンドン投資銀行協会 (LIBA) と SIFMA 欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会 (AMAFI)	自主規制機関+業界団体
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会 (BWF)	業界団体
イタリア	イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会 (SSDA)	自主規制機関+業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会 (DSDA)	業界団体
ブルガリア	ブルガリア認可投資仲介業協会 (BALII)	業界団体。2010 年加入。今回は欠席
トルコ	トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB)	自主規制機関+業界団体

オブザーバー

米国	金融取引業規制機構 (FINRA)	自主規制機関。全米証券業協会 (NASD) とニューヨーク証券取引所 (NYSE) の規制部門が合併して 2007 年 7 月に発足。
メキシコ	メキシコ証券業協会 (AMIB)	業界団体
中国	中国証券業協会 (SAC)	自主規制機関+業界団体
インド	インド証券取引所参加者協会 (ANMI)	業界団体